よくあるご質問

- 問1. 特別徴収を本人の意思でやめることはできますか。
- 答1. 本人の意思での選択は出来ません。 地方税法の規定により、公的年金に係る所得から算出された個人住民税については、 公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされており、原則
- 間2. 年度途中で個人住民税額に変更があった場合はどうなりますか?

として公的年金を受給するすべての納税義務者が対象となります。

- 答2. 個人住民税に変更があった場合、公的年金からの特別徴収は中止となり、特別徴収 をされた税額を除いた額が全て普通徴収に切り替わります。 なお、この場合でも翌年度10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。
- 問3.介護保険料が年度途中で変更になったため、公的年金から特別徴収されなくなり普通徴収に切り替わりました。この場合、個人住民税についてはどうなりますか?
- 答3.介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなった場合、個人住民税についても普 通徴収に切り替わります。

また、転出などにより、介護保険料が特別徴収されなくなった場合も同様、普通徴収になります。なお、介護保険料と個人住民税は同一の公的年金から特別徴収を行うこととなります。

- 問4. 障害年金や遺族年金は、個人住民税の特別徴収の対象となりますか?
- 答4. 障害年金や遺族年金は、個人住民税の課税対象ではありません。したがって特別徴収もありません。
- 問5. 私は、給与と公的年金収入があります。これまで公的年金に係る個人住民税を、給与に係る個人住民税と合算して、給与から特別徴収されていました。今後も、給与分に合算して特別徴収することはできますか?
- 答5. 地方税法の改正により、65歳以上のかたは、公的年金に係る個人住民税を給与から特別徴収することはできなくなりました。このため、給与からは給与に係る個人住民税が、公的年金からは公的年金に係る個人住民税が、それぞれ特別徴収されることになります。
- ※65歳未満で年金特別徴収の対象とならない方は、原則として給与分に、公的年金 に係る個人住民税分を合算して特別徴収することとなります。(ただし、申し出により 普通徴収とすることもできます。)